

「おおず買物等割引チケット」Q&A

Q1 「本店所在地が市外の大企業」とは。

A1 市外に本社等があり、次の表の内容を満たす事業者が大企業となります。

「中小企業基本法」で定められている中小企業の条件から考えられる大企業の定義

業種	以下の両方を満たしている	
	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円超	301人以上
卸売業	1億円超	101人以上
サービス業	5,000万円超	101人以上
小売業	5,000万円超	51人以上

Q2 今回の事業は、本店所在地が市外の大企業であっても生鮮食品等を販売する小売業者に限り対象店舗となるが、生鮮食品等とは具体的にどのような商品か。

A2 生鮮食品とは、一般的に野菜・果物・鮮魚・精肉など新鮮さが求められる食品を指しますが、生鮮食品等には、この他にも日常生活に欠かすことの出来ない食品（米、パン、豆腐やハム、ソーセージなどの加工食品）が該当します。

※上記食品のいずれか1つの取り扱いがあれば対象となります。

Q3 割引チケットのみでの支払いを求められた場合は、お釣りを出して良いのか。

A3 あくまでも、商品やサービスに対する割引に使うためのチケットであり、お釣りは出さないでください。

例) 1,100円の商品等の売買での利用

「○」 1,100円の売買等では、1,000円に対して500円の割引チケット1枚のみ利用可能であり、残りの600円は、現金等での支払いを求めてください。

「×」 1,100円の売買等で、割引チケット2枚で支払い、残りの100円のみ現金等で支払うことは認められません。

「×」 1,100円の売買等で、割引チケット3枚で支払い、お釣りを400円返金することは認められません。

Q4 割引チケットの会計処理の方法は。

A4 チケットは資産なので、資産勘定科目（未収金・商品券）が適当かと思います。

事業所ごとに仕訳処理が違うので、売上が重複しなければ問題はないと思います。売上日ごとに計上して、後日振込があった時に未収金を処理する方法が適当だと思います。

仕訳 例) 1,100円の商品等の売買での利用

（未収金等科目使用の場合）

○ チケット利用時

借 方		貸 方	
現金	600円		
未収金（商品券）	500円	売上	1,100円

○ チケット換金時

借 方		貸 方	
普通預金	500円	未収金（商品券）	500円